

## 市立中学校の学校給食に関する方針について

### 1 学校給食の区分の変更

市立中学校における食育推進に関する施策の充実を図る観点から、市立中学校の学校給食の区分を「ミルク給食」から「完全給食」へ変更する。

### 2 実施方式

完全給食の実施方式は、親子方式とする。

〔方式概要〕

方式	概要
親子方式	近隣の小学校の給食室で調理し、保温食缶で配送

### 3 実施時期及び実施計画方針

平成21年度より段階的に実施する。

### 4 実施体制

学校給食を通じた食育指導などの実施体制について、実施時期までにその対応策を決定する。

## 学校給食の区分の変更理由

(ミルク給食から完全給食へ)

### 1 学校給食を取り巻く社会情勢の変化

近年の食生活の乱れを背景として、平成17年に食育基本法が制定・施行され、食育推進に関する基本的な施策の一つとして、学校給食の実施が掲げられるとともに、平成18年には同法に基づき、国の食育推進基本計画が策定され、学校給食について、その一層の普及や「生きた教材」としての活用が求められているが、その後、以下のような法令の改正等により、食育推進の施策としての学校給食の重要性が高まっていること。

学校給食の実施に関し必要な事項を定める学校給食法が平成20年に改正され(平成21年4月施行予定)同法の目的が、これまでの「栄養改善」から「食育」に大きく舵が切られるとともに、学校給食の目標の大幅な見直し等が行われたこと。

中学校の教育課程の基準となる中学校学習指導要領が平成20年に改訂され、その中で、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」を掲げ、学校における食育は、教育活動全体を通じて総合的に推進するものであるとした上で、学校給食を、その取組において中心的な指導の場として位置付けたこと。

### 2 中学生の食生活の実態

本市の中学生の食生活の実態について、食に関する意識や知識の習得度が十分ではなく、食育基本法で指摘されている食生活の乱れが、本市の中学生についても顕著に見られるため、その対策が急務であること。

### 3 学校給食の活用による食育推進施策の充実

本市の中学生の食生活の現状を踏まえると、中学校における食育推進に関する施策の充実が必要であるが、その方策としては、教科等で得た食に関する知識を日常的に体験する機会となる学校給食を、「生きた教材」として活用することが適当であること。

その活用に当たって、学校給食法上の学校給食の目標に沿った、より高い食育上の効果を得るためには、従来のミルク給食では不十分であること。

## 実施方式（親子方式）の選定理由

以下の観点から総合的に検討した結果による。

### 1 温かさ

学校給食は、できる限り温かい状態で提供されることが望ましいこと。

### 2 量の調節

生徒間で求める量にばらつきがあり、量の調節ができることが必要であること。

### 3 実施方式の経費に関する市民等の意向

市民及び全中学校の保護者・生徒・教員を対象とした「食育及び中学校給食に関する調査（平成19年7月実施）」によると、完全給食を「必要」とする市民、保護者、教員のいずれも、約7割が「できるだけ経費のかからない実施方式」を求めており、このことを十分考慮する必要があること。

### 4 栄養教諭・学校栄養職員の配置

学校給食を活用した食に関する指導において、栄養教諭・学校栄養職員の配置が必要であること。

### 5 実施方式の統一

実施方式は統一的なものとするのが、適当であること。